

「準中型自動車」免許制度ができます 運転できる車の大きさが変わりますので早めの免許をおすすめします！

現行の免許制度

車両総重量	5ト	11ト
普通免許	中型免許	大型免許
普通自動車	中型自動車	大型自動車
18歳以上	20歳以上 普通免許等保有通算2年以上	21歳以上 普通免許等保有通算3年以上

改正後

平成29年3月12日以降は新免許制度に移行

車両総重量	3.5ト	7.5ト	11ト
普通免許	準中型免許	中型免許	大型免許
普通自動車	準中型自動車	中型自動車	大型自動車
18歳以上	18歳以上	20歳以上 普通免許等保有通算2年以上	21歳以上 普通免許等保有通算3年以上

18歳以上であれば、最初から準中型免許取得が可能

新・免許区分

総重	乗車定員		区分	乗車定員		
	最積	区分		10人以下	29人以下	30人以上
				普通	中型	大型
11t以上	6.5t以上	大型		大型自動車		
11t未満	6.5t未満	中型		中型自動車		
8t未満	5t未満		8t限定			
7.5t未満	4.5t未満	準中		中型自動車		
5t未満	3t未満		準中型自動車			
3.5t未満	2t未満	普通		普通自動車		

平成29年3月11日までに免許証にした場合



準中型5t限定解除

教習時間 4時間

準中型免許5t限定所持



準中型免許

平成29年3月12日以降に免許証にした場合



普通免許

教習時間

13時間



準中型免許

注目

現在、中型免許は20歳以上で普通免許の運転経験が2年以上必要であることから、運送業において、高校卒業の新入社員は最大積載量3トンを超えるトラックを運転することができませんでした。今回新設される準中型免許は、18歳以上であれば普通免許を取得していなくても最大積載量4.5トン未満の車を運転することができるようになります。若年運転者の雇用促進や運送業界におけるドライバー不足の改善が期待されています。